

公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

平成25年4月8日

支出負担行為担当官

岩手労働局総務部長 松浦 直行

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 平成25年度長期失業者等総合支援事業 一式
- (2) 実施主体 岩手労働局職業安定部職業安定課
(住所) 020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎5F
- (3) 事業概要 長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。
- (4) 契約期間 平成25年6月1日から平成26年12月31日まで
- (5) 仕 様 「平成25年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。

2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第71条に規定する各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
- (3) 企画書提出時において、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について、A、B又はC等級に格付けされ、事業の対象地区の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ受託した事業を実施する時点で、有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。
- (7) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象地区を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が、事業の対象者の利便等を考慮して指定す

る地域内（必要に応じて、複数の地域を指定することも可）に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。

- (8) 受託した事業を実施する時点で、事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。
- (9) 受託した事業を実施する時点で、事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。
- (10) 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（ただし、これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- (11) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、過去2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (12) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、企画書提出時において、処分等の日から3年を経過しない者でないこと。
- (13) 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、事業の実施に支障を来すと、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (14) 上記(10)から(13)に係る法令等違反した者の範囲については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」「子会社」「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を範囲とする。
- (15) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し雇用改善を図っていると、支出負担行為担当官が判断する者であること（ただし、常用労働者数が49人以下の事業主については、本要件は適用しないこと。）。
- (16) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

3 契約候補者の選定

「平成25年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について、「平成25年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者に選定する。

4 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時及び場所

平成25年4月12日（金）13:30

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎 岩手労働局6F会議室

(2) 受付方法等

電話又はFAXにて受付する。なお、会場の都合により、参加人数は一事業者当たり最大2名とする。

5 企画書募集要領を交付する日時及び場所

平成25年4月8日（月）～4月25日（木） 8:30～17:15

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F 岩手労働局職業安定課

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 平成25年4月8日（月）～4月25日（木）8:30～17:15

(2) 受付先 岩手労働局職業安定課 担当者 高屋敷 敏彦

電話：019(604)3004、FAX：019(604)1533

(3) 受付方法 FAXにて受付する。

(4) 回答期日 平成25年4月26日（金）17時までに、企画競争参加者に対してFAXにて回答する。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成25年4月26日（金）12時

(2) 提出先 上記6に同じ

(3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。

(4) 提出書類 「平成25年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

8 その他

(1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格のない者の提出した企画書等、その他企画競争参加条件に違反した者の企画書等は無効とする。

(5) その他

詳細については「平成25年度長期失業者等総合支援事業に係る企画書募集要領」による。

